

別表第2(第12条関係)

| サービス種別 | 緩和した基準による訪問型サービス | 生活援助型訪問サービス |
|---------------|---|-------------------------|
| 基準の趣旨 | 人員等を緩和した基準 | 個人情報の保護等の最低限の基準 |
| 管理者 | 1人(非常勤も可) 兼務可 | |
| 従事者人数 | 必要数(サービスが賄える人数) | |
| 従事者資格 | 身体介護に従事する場合のみ現行サービス型の資格要件を適用 | 不要(ただし、市が認める研修等を修了すること) |
| サービス提供責任者の資格 | 従事者であれば可(ただし、身体介護を行う場合には、現行相当サービス同様の資格を有する必要がある) | 不要(ただし、市が認める研修等を修了すること) |
| 設備 | サービス提供に必要な設備・備品の設置、事業運営に必要な専用の区画 | 事業の運営に必要な広さを有する区画 |
| 個別サービス計画等 | 必要に応じて作成 | 不要 |
| サービスの提供拒否 | 禁止 | |
| 資格・認定の有無等の確認 | 被保険者資格、事業対象者・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間の確認 | |
| 心身状況等の把握 | サービス担当者会議等を通じた心身状況等の把握が必要 | 見守り程度の把握で足りる |
| サービス提供の記録 | 必要 | |
| 利用料等の受領 | 必要 | |
| 利用者に関する市への通知等 | 不正な保険給付等に関する市町村への通知・緊急時における主治医への連絡等の対応が必要 | |
| 運営規程の制定 | 必要 | |
| 介護等の総合的な提供 | 必要 | 身体介護を除き必要 |
| その他の順守事項 | 従事者の清潔保持・健康状態の管理、設備・備品についての衛生管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、苦情処理、市町村が実施する事業への協力、事故発生時の対応、会計の区分、記録の整備 | |
| 安全配慮 | 保険加入の義務 | |
| 利用者のモニタリング | 3か月に1回 | 不要 |

| | |
|---------------|---|
| サービス種別 | 緩和した基準による通所型サービス |
| 基準の趣旨 | 人員等を緩和した基準 |
| 管理者 | 1人(非常勤も可) 兼務可 |
| 生活相談員 | 1人以上(兼務可) |
| (准)看護師 | 不要(ただし、体調急変時には、(准)看護師と連携が取れていること) |
| 介護職員 | 緩和型のみ実施の場合、利用者数15人までは専従1人以上、利用者数16人以上は上記に加え利用者1人につき専従0.1以上。 通所介護や地域密着型通所介護、現行の通所介護(旧介護予防通所介護)相当サービスと一体的にする場合は、利用者1人につき専従0.1以上。 |
| サービス提供責任者の資格 | 従事者であれば可(ただし、身体介護を行う場合には、現行相当サービス同様の資格を有する必要がある) |
| 設備 | サービスを提供するために必要な場所(食堂及び機能訓練室は、3m ² ×利用定員以上)、必要な設備・備品 |
| 個別サービス計画等 | 必要に応じて作成 |
| サービスの提供拒否 | 禁止 |
| 資格・認定の有無等の確認 | 被保険者資格、事業対象者・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間の確認 |
| 心身状況等の把握 | サービス担当者会議等を通じた心身状況等の把握が必要 |
| サービス提供の記録 | 必要 |
| 利用料等の受領 | 必要 |
| 利用者に関する市への通知等 | 要支援状態の程度を増進又は要介護状態になったとき、不正行為により保険給付を受けようとするとき |
| 運営規程の制定 | 必要 |
| その他の順守事項 | 従事者の清潔保持・健康状態の管理、設備・備品についての衛生管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、苦情処理、市町村が実施する事業への協力、事故発生時の対応、会計の区分、記録の整備 |
| 安全配慮 | 保険加入の義務 |
| 利用者のモニタリング | 3か月に1回 |